

別紙

**宇部市立学校における障害を理由とする  
差別の解消の推進に関する対応要領に  
係る留意事項**



**宇部市教育委員会  
平成30年(2018年)7月**

## 宇部市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項について

### はじめに

平成28年4月1日より施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であることから、障害者に対する不当な差別的取扱いを行わないことや合理的配慮の提供について国民に自発的に取り組むよう促すために定められたものです。

宇部市においても、この障害者差別解消法の基本方針を実現するために対応要領を作成し、施行したところですが、宇部市立学校の教育現場における諸活動に関することについても、対応要領によって詳細に規定しました。本冊子は、この宇部市立学校における対応要領に関する留意事項を記載したものです。

教育現場における教育諸活動には、障害のある児童生徒だけでなく、その保護者や、障害のある一般市民も参画することが考えられることから、それぞれの人に対する留意事項をまとめることにしました。

本留意事項の後半には児童生徒、保護者及び一般の地域の方々に対する合理的配慮の具体例の代表的なものを記載しています。

本来、一人ひとりの障害の程度は異なり、障害のある人に対して提供しうる合理的配慮も様々です。このことから、宇部市立学校の教職員は、障害者差別解消法の基本方針をふまえ、当事者の実態に応じた合理的配慮を考え、合意形成をしっかりと行いながら、よりよい教育諸活動が行われることを願います。

なお、本留意事項は、今後とも必要に応じて改定を行うこととしています。

平成30年（2018年）7月

宇部市教育委員会

# 目次

第1	不当な差別的取り扱いの基本的な考え方	1
第2	正当な理由の判断の視点	2
第3	不当な差別的取扱いの具体例	3
第4	合理的配慮の基本的な考え方	4
第5	相談窓口	9
第6	過重な負担の基本的な考え方	11
第7	合理的配慮の具体例	12
	児童生徒への合理的配慮の例	13
	○視覚障害の児童生徒への対応例	14
	○聴覚障害の児童生徒への対応例	15
	○知的障害の児童生徒への対応例	16
	○肢体不自由の児童生徒への対応例	17
	○病弱・身体虚弱の児童生徒への対応例	18
	○言語障害の児童生徒への対応例	19
	○自閉症スペクトラムの児童生徒への対応例	20
	○情緒障害の児童生徒への対応例	22
	○学習障害（LD）の児童生徒への対応例	23
	○注意欠陥多動性障害（ADHD）の児童生徒への対応例	24

保護者・地域の方への合理的配慮の例	・・・・・・・・・・ 25
○全ての場面における合理的配慮の例	・・・・・・・・・・ 26
○来校の場面における合理的配慮の例	・・・・・・・・・・ 27
◇受付時	
◇校内案内時	
○学校の授業・行事における合理的配慮の例	・・・・・・・・・・ 28
○緊急事態の場合の合理的配慮の例	・・・・・・・・・・ 31
◇災害発生時（避難誘導時・傷病者への対応）	
◇学校が避難所（体育館等）に指定された場合	
◇避難生活が長期にわたる場合	
参考・引用文献	・・・・・・・・・・ 32

**【障害名の表記について】**

本冊子中で用いられている障害名は、教育支援資料（文部科学省）を基にして表記しています。ただし、自閉症については、アスペルガー症候群やレット症候群など同一カテゴリーに多くの障害名があること、児童生徒によって多様な行動特徴等が見られること、最近の文献等でも一般的に使用されていることなどから、DSM-V（アメリカ精神医学会作成「精神疾患の診断と統計のためのマニュアル第5版」）に記載されている「自閉症スペクトラム」という表記にしました。

今後、他の障害に関する表記についても検討を行っていく予定です。

# 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

## ポイント

障害者の権利を侵害する不当な差別を行ってはならない。これは学校においても同様である。

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯などを制限する又は障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

宇部市立学校（以下「学校」）においても上記の基本的な考え方と同様に取り扱うことが必要であり、学校における諸活動全般においても、児童生徒、保護者及び地域の方々に対して、不当な差別的取扱いを行ってはならない。



## 第2 正当な理由の判断の視点

### ポイント

障害を理由として各種サービスを拒否する場合には正当な理由が必要である。教職員は正当な理由を障害者に説明し、理解を得る努力をしなければならない。

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

学校においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）並びに学校における諸活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

## 第3 不当な差別的取扱いの具体例

### ポイント

不当な差別的取扱いには様々な種類がある。不当な差別的取扱いに当たるかどうかは個々の事案によって異なる。

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例を表1に示す。なお、前述のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。

また、表1に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

表1 不当な差別的取扱いに当たる具体的な事例

児童生徒	保護者	地域の方
<ul style="list-style-type: none"><li>○必要な配慮の提供を行わない</li><li>○障害を理由に授業や学校行事への参加を拒む</li><li>○合理的配慮を受けたことを理由に学習評価の対象から除外する</li><li>○障害があるにもかかわらず、席の位置や教室環境への配慮を行わない</li></ul> など	<ul style="list-style-type: none"><li>○障害を理由に、相談等の対応を拒む</li><li>○バリアフリーではない施設において、移動や諸活動への配慮を行わない</li><li>○障害があるにもかかわらず、情報保障の手立てを怠る</li></ul> など	<ul style="list-style-type: none"><li>○障害を理由に、入校を拒む</li><li>○バリアフリーではない施設において、移動や諸活動への配慮を行わない</li><li>○来校の際に同行者を求める等の条件を付ける</li></ul> など

\* 表1は障害があることを知っていながら行われた場合を指す。

## 第4 合理的配慮の基本的な考え方

3

### ポイント1

合理的配慮は障害のある人がそうでない人と同様の権利を得るために、必要かつ適当な支援であって、特定の場合において必要とされるものであり、過重な負担を課さないものである。

障害者の権利に関する条約第2条において、合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、同条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁（表2）の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。このことは学校における諸活動においても同様である。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとの、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、学校における諸活動の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、学校における諸活動の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。



表 2 学校における社会的障壁の例

<p>学校内における事物 (利用しにくい施設・設備)</p>	<p>○廊下等における段差や障害物 ○車椅子利用者が利用しにくいトイレ ○見えにくい案内表示 など</p>
<p>慣行 (障害者の存在を意識していない慣習や文化)</p>	<p>○講義形式のみの(音声のみによる)授業 ○PTA活動等において無理な仕事を割り当てられる。(例:書字障害がある人に広報の校正業務を割り当てる) など</p>
<p>観念 (障害者への偏見、考え方)</p>	<p>○心ない言葉や視線 ○障害者に対する憐みの意識や言動 ○無視など関わりを持とうとしない意識 など</p>

\*表2は、「社会的障壁」とは、一般的に障害者にとって日常生活や社会生活の上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行観念その他一切のものをいう。



## ポイント2

合理的配慮は多様で個別性の高いものであり、提供する側とされる側が合意形成を行い、柔軟に対応される。提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態に加え、コストも考慮すること。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第6 過重な負担の基本的な考え方」(p. 11)に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである(例：書字が苦手な児童生徒にタブレット等によるタイピングを許可する 等)。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる対応を検討することは重要である。



### ポイント3

障害者の意思表示の手段は多様である。意思の表明が困難な場合には支援者が補佐する。意思の表明がなくても、支援が必要であれば支援の提案に努めなければならない。

意思の表明は、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合がある。この場合、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めなければならない。

#### ポイント4

合理的配慮の内容は個人によって異なる。また、合理的配慮の提供が長期にわたる場合は適宜見直しをすること。

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティ<sup>\*1</sup>の向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、各場面における環境の整備の状況や障害の内容、程度により、合理的配慮の内容は個人によって異なることとなる。また、障害の重度化や複合化などによって状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが必要である。したがって、障害当事者と接する場合は、常に障害当事者の目線に立った対話に努めるとともに、障害当事者の人権を尊重するためにできる配慮について考え、提案し、実行するように、心がけることが重要である。

\*1 情報アクセシビリティ・・・電話やファックスなど情報通信機器を障害のある人にも利用しやすくすること。また、パソコンやタブレットを利用して情報を得やすくすること。パソコンやタブレットの設定やアプリ等の仕様を変更するなどの工夫をし、障害のある人にも扱いやすくすることも必要である。



#### ポイント5

外部講師を招く場合など、他の事業者が教育活動に参画する場合も、障害者に不利益のないように努めること。

学校が教育活動の一環として実施する諸活動を事業者へ委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

# 第5 相談窓口

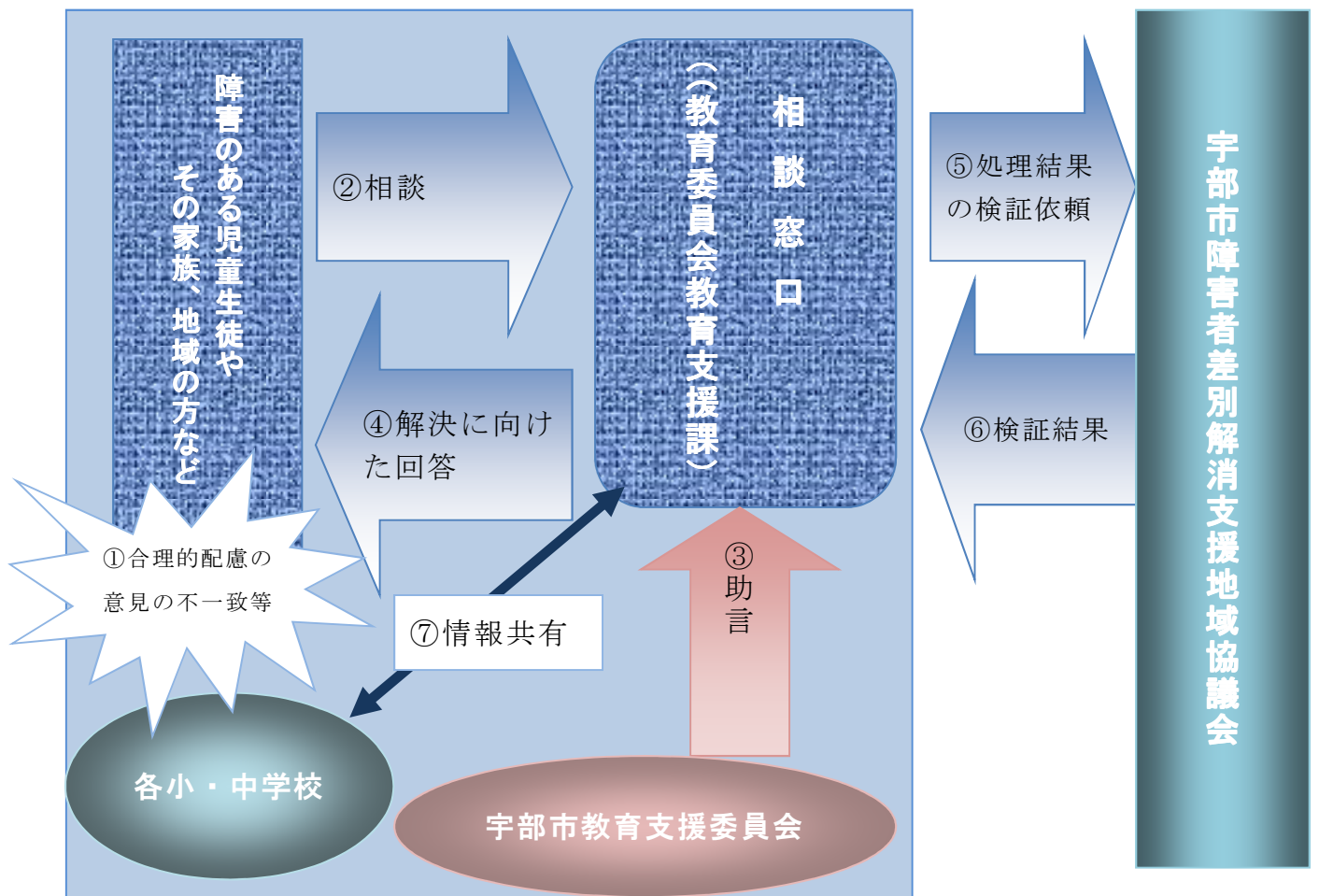
## ポイント

障害者が、不当な差別を受けたり、合理的配慮等に関する相談等があったりした場合の相談窓口は、宇部市教育委員会教育支援課とする。

障害者及びその家族その他の関係者からの、障害を理由とする差別に関する相談等に的確に対応するため、教育委員会教育支援課に、障害者差別解消に関する相談窓口を設置する。相談の手順については図1（p. 10）のとおり。

合理的配慮の提供に関しては、障害者やその関係者と合意形成を行っていくことが原則である。しかし、障害者との意見の一致が得られない場合もある。この場合は宇部市教育支援委員会の助言を得て解決を図っていく必要がある。





①	各小中学校において、障害のある児童生徒・家族などと、合理的配慮の意見の不一致等が起こります。
②	障害のある児童生徒・家族などが、相談窓口（教育委員会教育支援課）に相談します。
③	宇部市教育支援委員会は、相談窓口（教育委員会教育支援課）に相談に対する助言を行います。
④	教育委員会教育支援課は、障害のある児童生徒・家族などへ、解決に向けた回答を行います。
⑤	教育委員会教育支援課は、相談の処理結果の検証について、必要に応じて宇部市障害者差別解消支援地域協議会に諮ります。
⑥	宇部市障害者差別解消支援地域協議会は、相談の処理結果について検証を行い、その結果を教育委員会教育支援課に伝えます。
⑦	教育委員会教育支援課は、相談の検証結果について、各小中学校と情報を共有します。

図 1 宇部市立学校における相談の流れ

## 第6 過重な負担の基本的な考え方

### ポイント

教職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

過重な負担については、教職員は、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、以下の要素等（表3）を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。教職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

表3 過重な負担を検討する視点

学校における教育活動への影響の程度	○求められた合理的配慮を講ずることによって、学校における諸活動の目的・内容・機能が損なわれないか。
実現可能性の程度	○求められた合理的配慮の提供に当たり、物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等がないか。
費用・負担の程度	○求められた合理的配慮の提供に当たり、必要な費用は教育活動の実施に影響を及ぼさない程度であるか。

# 第7 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第6で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

本頁以降に示す具体例以外にも、各障害の特性や障害者への配慮、情報保障については、教育支援資料（H25 文部科学省）「情報バリアフリー化の手引～情報バリアの解消のために～」(H28.2 宇部市バリアフリー化推進連絡協議会改訂)や、「通常の学級における特別支援教育の充実のために」(H26.3 県教育委員会作成)、国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム構築支援データベースなどを参考とするものとする。

学校の諸活動において、合理的配慮提供の対象となる障害者は、児童生徒、保護者、地域の方が考えられる。このことから、児童生徒への合理的配慮の内容は障害種別ごとに具体例を示す。また、保護者や地域の方など障害のある一般市民は、学校の教育活動上で想定される場面ごとに具体例を示すこととする。



情報バリアフリー化の手引き  
(宇部市)



インクルーシブ教育システム  
構築支援データベース  
<http://inclusive.nise.go.jp/>



# 児童生徒への合理的配慮の例

ここでは児童生徒の障害種別による対応の具体例を提示する。  
なお、例はあくまでも参考であり、児童生徒の実態によって対応は異なる。



# 視覚障害の児童生徒への対応例



## 視覚障害とは？

視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいう。  
学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。  
また、生活では、移動の困難、相手の表情等が分からないことからのコミュニケーションの困難等がある。

## 【合理的配慮の例】

- 登下校の際は、できるだけ安全で比較的障害物の少ない経路を示す。
- 聞くことで内容が理解できるよう状況を丁寧に説明するとともに、拡大した資料等を用いる。
- 校外学習や体育等では安全確保に努める。
- ICT機器の読み上げソフト等を活用し、情報の保障を図る。
- 実物や模型に触る等、能動的な学習活動を多く設ける。
- 給食など食事の場面では、本人が食べやすい位置に食器を設置したり、スプーン等を手渡ししたりする。必要に応じて身体的支援を行う。
- 視覚障害特有の困難さを周囲が理解し、移動等で支障がないようにしたり、音声による具体的な情報提供を心掛けるようにしたりする。
- 災害時には、安全に配慮した避難ができるように、日ごろから避難経路上に障害物がないようにする。



# 聴覚障害の児童生徒への対応例

## 聴覚障害とは？

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障害がある子どもたちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語や手話など、多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切である。

## 【合理的配慮の例】

- 外国語のヒヤリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意等の配慮をする。
- 球技等における音による合図を視覚的に表示する等の配慮をする。
- 分かりやすい板書に努める。
- 教科書の音読箇所的位置を明示したり、要点をプリントにまとめて提供したりする。
- 身振りや簡単な手話等の使用に努める。
- 座席の位置等聞こえにくさに応じた環境の提供に努める。
- 聞こえにくいことによる不自由さや困難さを周囲が理解することに努める。
- 災害時には、視覚的な災害発生の合図（パトライト等）や避難経路など必要な情報が得られるようにする。



# 知的障害の児童生徒への対応例

## 知的障害とは？

一般に、同年齢の子どもと比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

## 【合理的配慮の例】

- 理解の程度を考慮し、基礎的・基本的な学習内容が習得できるように工夫する。
- 生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにする。
- 文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すためのフラッシュカードや文字カード、数カード、数え棒、パソコンの活用など、知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示・教具を提供する。
- 具体的な活動場面において、生活力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。
- 知的障害の特性を周囲が理解し、集団の一員として帰属意識がもてるような機会を確保する。
- 生活年齢と知的発達段階の差があることによる困難さを、周囲が理解することにより、当事者がストレスを感じないように過ごすことができるよう努める。
- 災害時には、避難の仕方や避難場所での過ごし方等について理解が困難な場合があるので、支援者が、当事者にわかりやすい説明をすることに努める。



# 肢体不自由の児童生徒への対応例



## 肢体不自由とは？

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である。

## 【合理的配慮の例】

- 書く時間を延長したり、書いたり計算したりする量を軽減したり、体育等での運動の内容を変更したりする。
- 書字の能力に応じたプリントを使用したり、計算ドリルの学習にパソコンやタブレットを使用したり、話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）を活用したりする。
- 車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるように、高い位置の花壇も作る等配慮する。
- 体育の時間に膝や肘のサポーターを使用させたり、長距離の移動時の介助者、車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースを確保したりする。
- 給食等、食事の場面においては、必要に応じて補助具のついたスプーン等を用意する。
- 身体の動かしにくさを周囲が理解し、移動等においては、必要に応じて補助を申し出るなど、支援の提供を行う。
- 災害時に速やかに避難できるように、日ごろから避難経路を確保しておく。



# 病弱・身体虚弱の児童生徒への対応例

## 病弱・身体虚弱とは？

病弱も身体虚弱も、医学用語ではなく一般的な用語である。病弱とは心身の病気のため弱っている状態を表している。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態を表している。

### 【合理的配慮の例】

- 入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整する。また、それに応じた教材を準備したり、実技を実施可能なものに変更したりする。アレルギー等のために使用できない場合は、材料を別の材料に変更したりする。
- 療養中の児童生徒への友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したりアルタイムのコミュニケーション、ベッド上での生活のため立体物に触れることが少ない児童生徒に対し実物など立体感のある教材等を活用するなど工夫する。
- 視聴覚教材等の活用、ビニール手袋をして観察・実験を行う等衛生面を考慮した指導、テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組を行う。
- 治療過程で学習可能な時期を理解し、健康状態に応じた指導や体調の変化に応じた指導、アレルギー除去や病状に応じた適切な運動等、医療機関との連携による指導を行う。
- 当該児童生徒の病気に関する知識を共有し、病気に対する支援について周囲が理解する事に努める。体調の急変に関する情報や緊急対応法も全教職員で共通理解しておく。
- 災害時においては、長期の避難が想定されるため、万が一の時の対応について医療機関等と密に連携をとるようにしておく。

# 言語障害の児童生徒への対応例

## 言語障害とは？

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

## 【合理的配慮の例】

- 教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導を行う。
- 発音が不明瞭な場合には、筆談、ICT機器等の代替手段によるコミュニケーションを行う。
- 言語表出の困難さにより、周りの人から嘲笑され自己肯定感が下がることがないように、言語障害の特性に関してかかわる者すべてが理解をしておく。



必要に応じてタブレット等ICT機器を用いる



# 自閉症スペクトラムの児童生徒への対応例

## 自閉症スペクトラムとは？

自閉症スペクトラムは、以前、自閉症やアスペルガー症候群など、別々の障害として呼称していたものを、一つの連続体（スペクトラム）としてまとめたものである。他者とコミュニケーションにとって相互の関係を築くことが困難であったり、限定された反復する様式の行動、興味、活動の様相が見られたりするという特徴をもっている。これらの特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代や青年期まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

## 【合理的配慮の例】

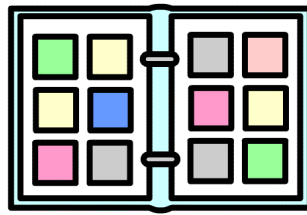
- 理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るとともに、社会適応に必要な技術や態度が身に付くような指導を行う。
- 自閉症の特性を踏まえ、写真や図面、模型、実物など視覚を活用した情報を提供する。
- 実際的な体験の機会を多くした指導を行うとともに、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等の活用を行う。
- 二次的な不適応（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）が起きないように、カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等予防に努める。また、困ったときに相談できる人や場所の確保等を行う。
- 努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏であること等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。



- 給食等食事に関しては、こだわり等により決まったものしか食べられない場合もあることを理解し、保護者と連携を図りながら食事指導を行う。
- 災害時は、突然の出来事にパニックになる可能性がある為、事前の指導を日ごろから行う。避難所では、日ごろと異なる生活様式となる為、気持ちを落ち着かせることができるスペースを可能な限り設ける。



タイマー



コミュニケーションブック

自閉症に限らず、発達障害の児童生徒の障害特性は多様です。  
このことから支援の仕方も多様になります。日頃からどのような  
支援が適しているのか実態把握をしっかりと行っていくことが重  
要です。

# 情緒障害の児童生徒への対応例

## 情緒障害とは？

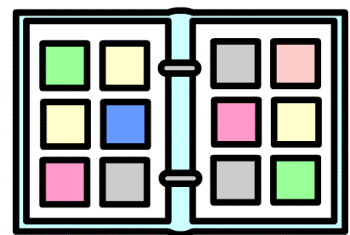
状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。

### 【合理的配慮の例】

- 理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るとともに、社会適応に必要な技術や態度が身に付くような指導を行う。
- 選択性かん黙の児童生徒の場合、気持ちがリラックスできるような環境づくりを心掛け、発声を強要するなど、不安を高めるような対応を行わないよう、周囲の者が共通理解することに努める。
- 選択性かん黙をはじめ、自己表出が困難な児童生徒に対しては、タブレットを活用したり、コミュニケーションボードを使用したりするなどして、当該児童生徒の気持ちに寄り添うことができるように努力する。
- 二次的な不適応（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）が起きないように、カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等予防に努める。また、困ったときに相談できる人や場所の確保等を行う。
- 災害時は、突然の出来事にパニックになったり、不安等により動けなくなったりする可能性があるため、事前の指導を日ごろから行う。



タブレット等



コミュニケーションブック

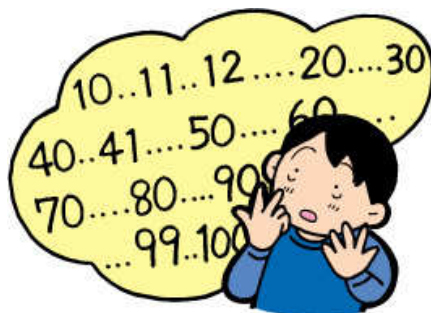
# 学習障害（LD）の児童生徒への対応例

## 学習障害とは？

学習に必要な基礎的な能力（読む、書く、話す、推論する、計算する等）のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態である。

## 【合理的配慮の例】

- 習熟のための時間を別に設定したり、軽重をかけた学習内容の配分を行ったりするなど、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。
- 文章を読みやすくするための体裁を変えたり、拡大文字を用いた資料を使ったり、振り仮名をつけたりする。
- 体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等、身体感覚の発達を促すための活動を通じた指導を行う。
- 文章の理解をすること等に時間がかかることを踏まえた時間延長を行ったり、必要な学習活動に重点的な時間配分を行ったりする。また、受容的な学級の雰囲気づくり、困ったときに相談できる人や場所の確保等を行う。
- 努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏であること等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。



# 注意欠陥多動性障害（ADHD）の児童生徒への対応例

## 注意欠陥多動性障害とは？

おおよそ身の回りのものに意識を集中させることが困難であったり、不注意な行動が見られたりする、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、学習上や生活上に明らかに支障をきたしている状態である。

### 【合理的配慮の例】

- 学習内容を分割して適切な量にする。
- 掲示物の整理整頓・精選を行うとともに、メモ等の視覚情報を活用すること、静かで集中できる環境づくり等に努める。
- 好きなものと関連付けるなど、興味・関心が持てるような学習活動の導入や危険防止策を講じた上で、本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。
- 十分な活動のための時間を確保するとともに、物品管理のための棚等の準備をする。
- 良い面を認め合えるような受容的な学級づくり、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保を行う。
- 不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや生まれつきの特性によること、危険な行動等への安全な制止、防止の方策について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。



## 保護者・地域の方への合理的配慮の例

ここでは学校に来校する大人（障害のある保護者や地域の方）に対して、想定される場面に応じた対応の具体例を提示する。

なお、例はあくまでも参考であり、ケースによって対応は異なる。



本項では学校の教育諸活動における障害者に対する配慮事項を示した。これらは一般的に言われている配慮であり、これだけで十分な対応ができるわけではない。必要かつ合理的な配慮の内容は、障害者の性別、年齢、障害の程度などによって、求められる配慮がそれぞれ異なるので、実際に障害のある人と接する場合は、どのような配慮が必要か、できるだけ障害当事者（それが出来ない場合には同行している支援者など）に、直接尋ねることが必要である。また、障害により困難を抱えている人が周囲にいる場合、当事者からの申し出がなくとも、その困難さを察し、積極的に支援を提供しようとする配慮も必要である。

教職員一人ひとりが、どんな障害のある人に対しても、その人の人権を尊重し、親身になって接することが、最も重要である。

## 全ての場面における合理的配慮の例

<p>意思疎通の配慮の具体例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。</li> <li>○ 知的障害者に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。また、生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該障害者が理解しているかを確認すること。</li> <li>○ 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。</li> </ul>
--------------------	---



# 来校の場面における合理的配慮の例

## 受付時

意思疎通の配慮の 具体例	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 情報保障の観点から、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に合わせた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）を行うこと。</li><li>○ 人権を尊重し、障害者の目線で接遇すること。</li><li>○ 教職員のペースで話さずに、障害のある人の立場に立ち、専門用語は使用せず、ゆっくりと理解しやすい話し方で情報を伝達すること。</li></ul>
ルール・慣行の 柔軟な変更の具体 例	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事務手続の際に、教職員が必要書類の代筆を行うこと。</li><li>○ 代筆の場合は、障害のある人の自己決定を尊重すること。</li><li>○ プライバシーに配慮が必要な内容の場合は、窓口に仕切りを設けるか別室を準備すること。</li></ul>

## 校内案内時



物理的環境への配 慮の具体例	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設・敷地内において、段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すなど適切な措置を講じること。</li><li>○ 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。</li></ul>
-------------------	---

# 学校の授業・行事等における合理的配慮の例

学校では授業及び様々な行事が行われる。ここでは、授業参観などの授業の場面での合理的配慮の例や、保護者会やPTA総会など保護者関連の行事、運動会や学習発表会などの学校行事、学校運営協議会など会議等における合理的配慮の例を示す。

## 意思疎通の配慮の具体例

○ 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等）を行うこと。



○ 情報保障の観点から、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）を行うこと。

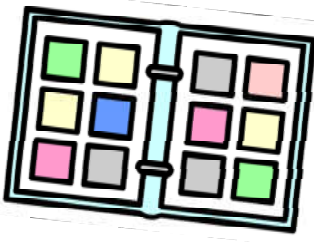
○ 情報保障の観点から知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。

○ 上述の情報保障の観点から情報の提供を行った際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。

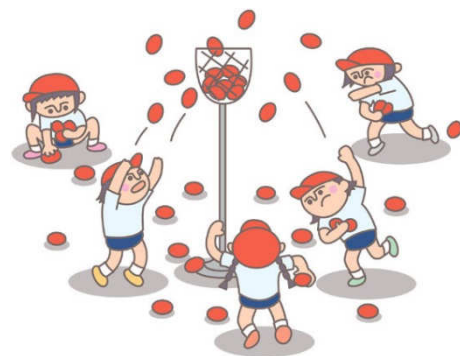
○ 会場に措置している配慮を示すとともに、他に必要な配慮（資料や通訳など）について、事前に希望を連絡するよう、案内文に文言を入れること。

（例：会場などにおいて、支援の必要な方は、事前に申し出てください。手話、要約筆記は、設置しています。点字資料等が必要な方は、事前にご連絡ください。）



	<p>○ 視覚障害者に送付する文書は、本人が希望する情報媒体（点字、音声CD、音声コード付き活字文書、拡大文字文書、電子データなど）を使用する。メールで電子データを送信する場合は、念のため当面は活字文書も併用すること。</p> <p>○ 知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。</p> <div data-bbox="1050 689 1402 994" style="text-align: right;">  <p>コミュニケーションブック</p> </div> <p>○ 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡すこと。</p>
<p>物理的環境への配慮の具体例</p>	<p>○ 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。</p> <p>○ 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させるなどして臨時の休憩スペースを設けること。</p> <p>○ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、教職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること。</p>
<p>ルール・慣行の柔軟な変更の具体例</p>	<p>○ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更すること。</p> <p>○ 敷地内の駐車場等において、障害者の来校が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更すること。</p>

- 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えること。
- 移動が困難な障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の席も使用できるようにしたりすること。



# 緊急事態の場合の合理的配慮の例



## 災害発生時（避難誘導・傷病者への対応）

<p>物理的環境への配慮の具体例</p>	<p>○ 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・校内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすることが望ましい。</p>
----------------------	---

## 学校が避難場所（体育館等）に指定された場合

<p>意思疎通の配慮の具体例</p>	<p>○ 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。</p>
<p>ルール・慣行の柔軟な変更の具体例</p>	<p>○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。</p>



## 避難生活が長期にわたる場合

<p>意思疎通の配慮の具体例</p>	<p>○ 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。</p>
<p>ルール・慣行の柔軟な変更の具体例</p>	<p>○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。</p>

## 参考・引用文献

- 内閣府（2016）障害者差別解消法ができました（リーフレット）  
文部科学省（2013）教育支援資料  
宇部市健康福祉部障害福祉課（2015）障害のある人への差別をなくそう  
宇部市防災危機管理課（2015）宇部市避難所運営マニュアル  
宇部市防災危機管理課（2015）宇部市緊急避難場所運営マニュアル  
宇部市バリアフリー化推進連絡協議会（2013）情報バリアフリー化の手引～情報バリアの解消のために～  
森則夫・杉山登志郎・岩田康秀（2014）臨床家のためのDSM-5 虎の巻 日本評論社

参考Webサイト

検索

- 内閣府ホームページ  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>  
\* 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律やリーフレットがあります。
- 合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ（内閣府ホームページ内）  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>
- インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）  
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- 発達障害情報・支援センター <http://www.rehab.go.jp/ddis/>  
\* 災害時の発達障害児・者支援についての情報も掲載されています。
- 国立発達障害教育情報センター <http://icedd.nise.go.jp/>  
\* 「発達障害を理解する」「学校における指導・支援」「図書リスト」「支援に役立つガイドブック」というコンテンツがある。
- 全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会  
<http://www.nangen.jp/index.htm>  
\* サイト内からのリンクをたどることで指導・支援等に関する各種資料が入手できます。
- 一般社団法人 日本自閉症協会 <http://www.autism.or.jp/>

○かんもくネット <http://kanmoku.org/>

\* 選択性緘黙に関する資料のダウンロードができます。

○特定非営利活動法人全国LD親の会 <http://www.jpald.net/index.php>

\* 「LDってなんだろうー学習障害理解の手引ー」のダウンロードができます

○NPO法人 えじそんくらぶ <http://www.e-club.jp/>

\* 「実力を出しきれない子どもたちーAD/HDの理解と支援のためにー」のダウンロードができます。

○AD/HD ナビ <http://www.adhd-navi.net/>

\* 役立ちツールや冊子 動画での理解啓発資料があります。

○大人のためのADHD. co. jp <http://adhd.co.jp/otona/>

○東京大学バリアフリー支援室

<https://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/receive-support/blind.html>

○先進的教育情報環境整備推進協議会

<http://www.e-kokoro.ne.jp/index.html>

○楽しく体験！ソーシャルスキル <http://www.e-kokoro.ne.jp/ss/>

○特別支援教育のための教材（特別支援教育デザイン研究会）

<http://www.e-kokoro.ne.jp/ss/1/index.php>

---

---

宇部市立学校における障害を理由とする差別の解消の  
推進に関する対応要領に係る留意事項

2016年版第1刷 平成28年7月

2018年版第1刷 平成30年7月

宇部市教育委員会教育支援課

〒755-0027 宇部市港町一丁目11番30号

TEL 0836-34-8625 / FAX 0836-22-6071

---

---